

# あま市自殺対策事業の推進について

## 1 事業推進の背景及びあま市自殺対策計画

平成 28 年の自殺対策基本法の改正により、自殺対策の新たな位置づけが「生きることの包括的な支援」となり、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務付けられたため、本市では平成 30 年 3 月に「あま市自殺対策計画」を策定しました。

計画期間は平成 30 (2018) 年度から令和 9 (2027) 年度までの 10 年間とし、自殺対策に取り組んできました。計画期間の中間年度であった令和 4 年度は、関係各課部会員に聴き取りをし、これまでの取組の振り返りと評価、今後の取組の確認及び数値目標の見直しを行いました。

## 2 計画の推進体制

次の組織を設置し、自殺対策の推進にあたります。

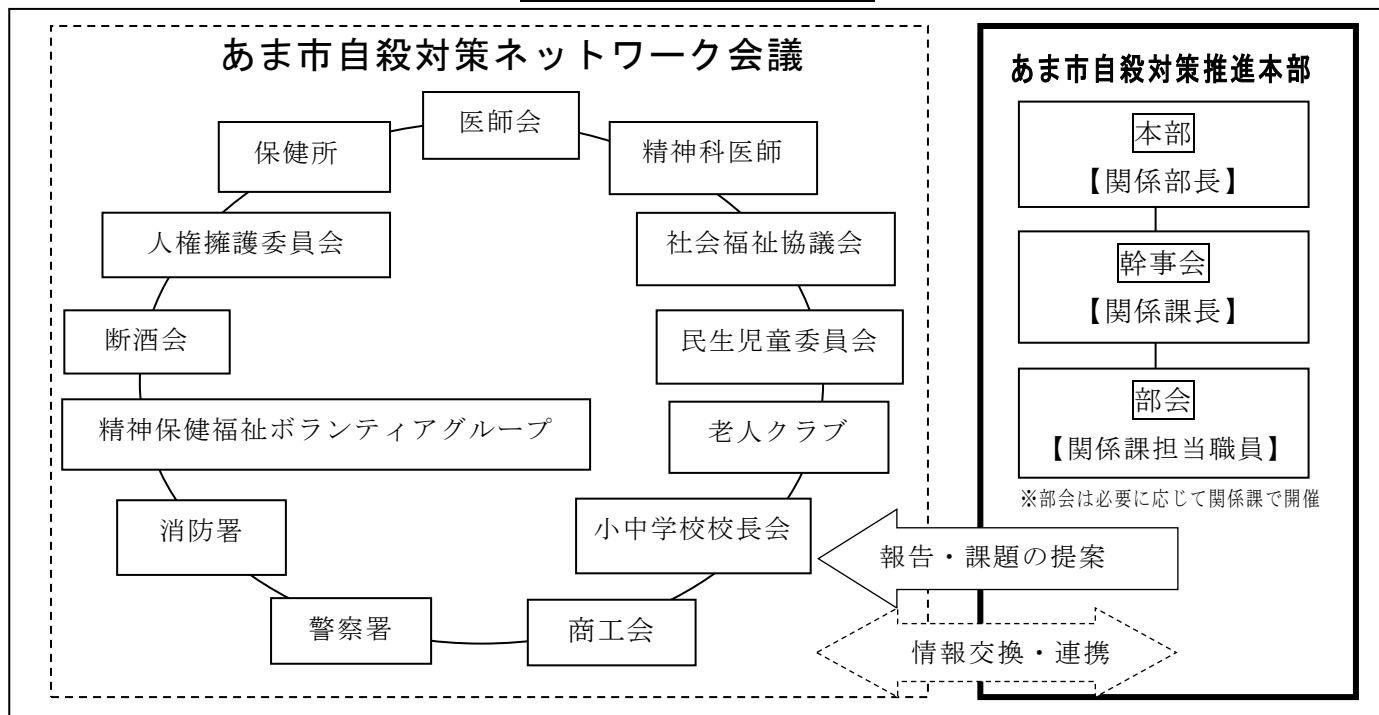
### ○あま市自殺対策ネットワーク会議 ※年 1 回 (7～8 月を予定)

重点項目で上がった課題について、行政、関係機関及び団体と連携し、ケースを通しての情報共有・対策について検討し、生きるための包括的な支援に向けて、自殺対策を総合的・効果的に推進できる体制を整えます。

### ○あま市自殺対策推進本部 ※年 1 回 (6～7 月を予定)

市の自殺対策の推進体制を確立するため、庁内関係部局が横断的に参画するよう、計画の進捗管理及び施策の調整等を行うとともに、計画に添った事業・取組を着実に推進します。

自殺対策推進体制図



## 3 あま市における自殺の現状等

### (1) あま市の自殺者数

本市の毎年の自殺者数の推移では、令和元年までは減少傾向でしたが、令和 2 年には過去最高の 24 人、令和 3 年は過去 2 番目の 20 人となり、新型コロナウイルス感染症禍 (以下「コロナ禍」という。) において、大きく増加しましたが、令和 4 年にはコロナ禍前の令和元年と同じ 10 人まで減少しています。

平成 30 年から令和 4 年までの平均の自殺者数は、総数 15.4 人で、そのうち男性が 11.8 人で女性 3.6 人の約 3 倍となっています。人口 10 万人対で算出した自殺死亡率の推移では、国・県と比較すると令和 2・3 年は大きく上回っていましたが、令和 4 年には国 (17.5)・県 (15.9) と比較して低く、平成 30 年以降、最も低い値となっています。

### (2) あま市自殺者の特徴

本市の平成 30 年から令和 4 年までの年代別自殺者数は、毎年、60 歳代以上の高齢者の自殺者数が多くなっています。令和 2 年以降のコロナ禍では、働き盛りの年代である 40・50 歳代の自殺者数が増加し、同居人有無別では、約 6 割が同居人「あり」となっています。

職業別では、令和 3 年までは、「年金・雇用保険等生活者」の割合が高かったが、令和 4 年は「被雇用・勤め人」の割合が高くなっています。

原因別では、「健康問題」が毎年、高い状況であり、「家庭問題」と「経済・生活問題」と合わせて約 75% を占めています。そのような中、令和 3 年以降は「勤務問題」の割合も高くなってきています。

なお、未遂歴別では、毎年 7 割以上が「未遂歴なし」であります。

## 4 計画推進に向けての課題と課題解決に向けての取組

### (1) 中間評価から見た課題

令和 5 年 3 月に中間評価を行った結果、5 つの重点項目に関する活動指標や成果指標に対する評価として次の課題が見えました。

活動指標に係る評価は概ね目標を達成することができたが、成果指標となる「ゲートキーパーの認識」と「相談窓口の認識」についての市民の認識が目標を下回る結果となり、ゲートキーパー養成講座を開催したり、市公式ウェブサイト、SNS や街頭啓発による周知啓発活動を行ったりしてきたものの、市民に届いていないということが浮き彫りになったことから、市民の認識度を高める必要があります。

## (2) 課題解決に向けての取組

### ○連携・ネットワークの強化

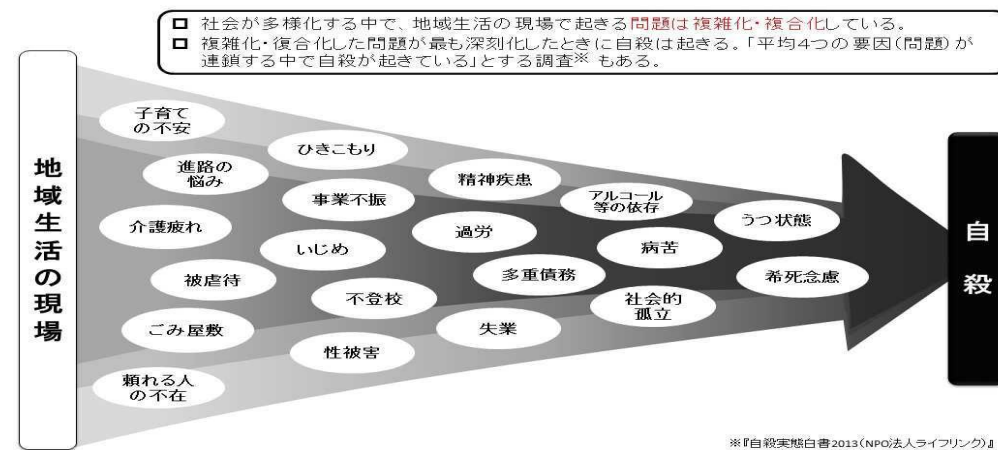
計画に掲げる事業・取組は、保健・医療・福祉・教育・労働など幅広く、また市が単独でできる事業・取組ばかりではないため、計画推進にあたっては、関係機関・団体等と連携・協働するとともに、市内では関係部局間の連携を図り、自殺や自殺関連事象に対する正しい理解を深め、全庁的に取り組むことが必要となります。

### ○自殺や自殺関連事象に対する正しい理解と気づきのための人材育成

自殺の原因は健康問題が最も多く、直接的な要因として「うつ状態」が多いといわれています。

しかし、「うつ状態」になるまでには「子育て不安」「介護疲れ」などの社会的要因や「孤独・孤立」の問題が潜在し、連鎖していることから、うつ状態になる前の「相談窓口」について、市民に届く周知啓発活動を検討する必要があります。

また、声をかけ、耳を傾け、早めに専門家に相談するよう促す（つなぐ）ことができる「ゲートキーパー」の役割を周知するとともに、多くの人々が「ゲートキーパー」の役割を担うことができるよう、人材を養成する必要があるため、養成講座の受講者の拡大、開催方法等を検討していきます。



## 5 新たな自殺総合対策大綱を踏まえた基本施策等の見直し

令和4年10月に改訂された、新たな自殺総合対策大綱において、女性の自殺対策が当面の重点施策に位置付けられたことに伴い、本計画の12の基本施策に、13番目の基本施策として「女性の自殺対策の更なる推進」を追加し取り組んでまいります。

### ○主な取組

- ① 妊産婦への支援の充実
- ② 課題や困難な問題を抱える女性への支援

※基本施策の「7 地域全体の自殺リスクの低下」から移動

## 6 令和5年度以降に取り組むべき自殺対策の重点施策【参考資料2】

計画初期から実施している重点施策については、全体目標としての「自殺者数の減少」「自殺死亡率の低下」を達成するために、計画後期も引き続き実施してまいります。特に、悩みを抱えている方が相談できる場所やこころの健康チェック等、“市民への普及啓発”及び悩んでいる方に気づき、声をかけ、話を聴いて必要な支援につなげる“ゲートキーパーの養成”について重点的に取り組む必要がある中、5つの重点項目に対し、以下のとおり、新たな取組を令和5年以降に実施してまいります。

全体目標		
	現状(H29～R3 平均)	令和9年
自殺者数の減少	17.0人	10.0人以下
自殺死亡率の低下(人口10万人対)	20.4	11.7以下

### (1) 関係機関等との連携・ネットワークの強化

- 「地域における女性のつながりサポート事業」をNPO法人ママ・ぷらすに委託して実施する。
- 女性活躍担当、DV対策担当等の関係機関と連携し、地域の女性を支援する

### (2) 気づきのための人材育成

- 人材を養成するためのゲートキーパー養成講座の受講対象者の拡大
- ゲートキーパー養成講座の受講済者へのフォローアップのためのステップアップ講座の実施に向けた準備

### (3) 市民への普及啓発

- 市公式LINE等のSNSを活用した自殺対策関連記事の定期的な配信
- ゲートキーパーの役割等、認識向上のためのシールやグッズによる啓発
- 相談窓口のリーフレット等を市内医療機関や福祉関係機関等に配置するなど周知・啓発方法の拡大
- 市公式ウェブサイト「こころとからだのサイン」を掲載し、うつ病に対する正しい知識と対応を普及

### (4) ハイリスク者に対するアプローチ・支援

- うつ病の早期発見のため、市公式ウェブサイト「こころとからだのサイン」を掲載し、うつ病に対する正しい知識と対応を普及
- 相談窓口のリーフレット等を市内医療機関や福祉関係機関等に配置するなど周知・啓発方法の拡大

### (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

- 乳幼児期に対するこころの健康づくりの推進
- 「ヤングケアラー」に関するパンフレット等の配布による周知啓発